



## 大宰府学研究の用語解説

～順番に読むと、「大宰府前夜」が見えてくる～

酒井芳司（九州歴史資料館）

小嶋 篤（九州国立博物館）



### ①豪族<sup>ごうぞく</sup>

勢力をもつ一族。古墳時代においては、権力者のお墓である「古墳（前方後円墳等の大型古墳）」に埋葬された人物名・一族名は基本的に特定できないので、被葬者を「豪族」として取り扱うことが多いのが実情です。古墳時代の豪族の具体名としては、『古事記』・『日本書紀』等に記される物部や大伴（中央豪族）、筑紫君や宗像君（地方豪族）等が挙げられます。

### ②部民制<sup>べみんせい</sup>

「部（伴）」は古墳時代（6世紀頃）に大王・豪族等に従属し、労役や生産物の貢納を担った人々です。具体的には、大王等の宮の経営を担った「名代<sup>なしろ</sup>」・「子代<sup>こしろ</sup>」や、軍事活動に従事した「物部」、地方等で生産技術により従事した「鍛冶部」・「陶部」・「馬飼部」等がありました。



ももとは王権中枢の政治組織として成立し、それらを全国的に拡大することで国家組織としても運用されました。全国的拡大の過程で部民は「百八十部（もあまりやそのとも）」と言われるほど多様化し、命令系統に弊害を生じさせました。

### ③部曲<sup>かきべ</sup>

部曲の意味は諸説がありますが、現在もっとも有力な学説では、部民と同じと考えられています。すなわち「部（伴）」は、大王に従属・奉仕する面と豪族に従属する私有民の面の両面があり、前者の意味では「品部」と呼ばれ、後者の意味では「部曲」と呼ばれ、両者は表裏一体のものとされます。豪族に従属する私有民は、豪族名を負う形で呼ばれており、大伴氏に従属する「大伴部」、宗像君に従属する「宗像部」等の例があります。古墳築造や軍事活動等、豪族とともにさまざまな事案に関わったと考えられます。

部民とされた一般人民には古墳時代（部民制解体以前）は「姓」がありませんでしたが、天智天皇9年（670）にわが国最初の戸籍「庚午年籍」に登録された際に、古墳時代以来、所属していた部の集団名にもとづいて「○○部」という姓をつけられました。奈良時代の筑前国御笠郡（大宰府所在地）では、大領（郡司）として「宗形部堅牛」という人物もいました。もともと宗像君に従っていた一族に出自があるのでしょう。

### ④人制<sup>ひとせい</sup>

上記の部民制成立以前（5世紀以前）に、倭王権で運用されていたと想定されている初期官人制度です。稲荷山古墳出土鉄剣銘の「杖刀人」、江田船山古墳出土鉄刀銘の「典曹人」のように、「○○人」という形で職務を担いました。杖刀人は「兵杖（刀）」を携える様から、軍事に携わったと見られます。



## ⑤<sup>みやけ みやけ</sup>屯倉・官家

屯倉は倭王権の支配拠点で、「筑紫君磐井の乱（527～528年）」や「武蔵国造の乱（534年）」等を経て、日本列島各地に設置されました。『日本書紀』では食料（穀物）を収納する記述があり、屯倉が貢納物の倉庫をもつことは確かです。発掘調査でも「柵に囲まれた倉庫群」が確認され、屯倉跡と想定されています。数ある屯倉の中でも特別なものが「那津官家（536年～）」で、各地に散在する屯倉の物資を、有事に備えて再集積していました。福岡市内で発見された比恵遺跡群の倉庫跡が最有力候補地です。



## ⑥<sup>おおみこともち</sup>大宰

倭王権から地方に派遣された役人で、軍事と外交、国の範囲をこえた広域の内政に関する現地の総監督的役割を果たしました。「大宰」の名は、「筑紫大宰」と「吉備大宰」の2つで確認できますが、後述する「⑦総領」との絡みから、伊予・周防にも配されたと想定されています。大宰の派遣先は、西日本の大動脈である瀬戸内海航路に沿う、朝鮮半島情勢をにらんだ配置となっており、百済救援戦争（660～663年）における斉明天皇の滞在地とも重なります。

律令国家の整備過程で筑紫以外の大宰は廃止されましたが、対外的最前線に位置する筑紫のみは「筑紫大宰の府」、すなわち「大宰府」を制度化しました。

## ⑦<sup>そうりょう</sup>総領

倭王権から地方に派遣された役人で、軍事と国の範囲をこえた広域の内政に関する現地の総監督的役割を果たしました。通説では大宰と同じものと考えられており、大半は朝鮮半島情勢をにらんだ配置となっています。

総領も筑紫以外は廃止され、筑紫のみは「大宰府」として存続させました。

なお、大宰は軍事と外交、総領は内政を掌る役人として、両者を別のものとする学説も提唱されています。



## ⑧<sup>だざいふ</sup>大宰府

筑紫における軍事・外交・内政の総監督的役割を果たした、地方最大の役所。和名は「於保美古止毛知乃司」といいます。ただし、征討軍の編成権、あるいは外交使節への回答権は、あくまで天皇のみが有しており、大宰府に独自の決定権は認められていません。

## ⑨<sup>りつりょうせい</sup>律令制（日本の律令制）

中国で培われてきた成文法典を体系的に学び、独自改変を加えた法典に基づく制度。

「律」は刑法にあたり、国家的刑罰の対象となる罪と罰を定めています。「令」は刑法以外の基本法（主に行政法）を定めています。

当然、もともとの律令（唐の律令）には、「大宰」に関する法定、あるいは宗像郡のような「神郡」に関する法定はありません。日本は古墳時代より実質的に機能していた制度の解消や吸収という編纂施行を進め、大化改新（645年）から約50年をかけて律令制（日本版律令制）を整えていきました。

